

大 監 第 87 号
平成 20 年 12 月 24 日

大阪市監査委員 足 高 将 司
同 広 岡 一 光
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 20 年 11 月 17 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市水道給水量と調定水量の誤差が過大である。誤差は豊中市と箕面市を足した水道量に匹敵する。大阪府は給水量に対し 99.9%の水道調定水量率であることから、大阪市も当然大阪府に近い率の水道調定金額が収入として計上されているはずであるが、これを怠っているかあるいは裏金としてプールされている可能性も考えられ、市及び市民に損害を与えている。

平成 15 年度から 19 年度までの給水量と有効水量の誤差水量は 1 億 7,368 万 2,184 m³もある。金額に換算すると 256 億 4,224 万 9,833 円である。たとえ漏水があったとしても、決算内容の整合性に疑念をもたざるを得ない。したがって、上記金額の内、少なくとも 100 億円は市に損害を与えている。

そして、同時期の無収水量は 1 億 842 万 6,288 m³で金額に換算すると 160 億 987 万 6,709 円となる。無収水量の中には、水道局事務所等の水道料や事故による漏水などがあるにしても納得できない。少なくとも過去 5 年間で 75 億円は市の収益として計上すべきところこれらを怠っている。

また、水道局は費用対効果も考えず過大な経費を計上している。水道局は一般住宅水道検針業務について、平成 19 年度から民間事業者 2 社と 2 年契約を結び、最初は 4 ヶ月検針で始まり、20 年 7 月から 2 ヶ月検針に移行し、20 年 10 月から毎月検針毎月徴

収する内容で、15億935万7,420円で委託している。どの政令指定都市も2ヶ月検針2ヶ月徴収制度を導入している現在、何故2ヶ月検針より経費が約2倍もかかる毎月検針に移行するのか理解に苦しむと同時に恣意的な要因を含んでいると言わざるを得ない。今後、民間共同住宅の各戸の子メーターまで検針することになると約8億5,000万円余計に経費が嵩むのは必然だ。21年度も毎月検針毎月徴収を続けるとさらに経費(約30億円)が嵩むことになる。

そして、契約内容及び委託内容が杜撰な上、整合性がない。例えば、水道光熱費と携帯電話代が同額であるなど積算根拠が無いに等しい。何故、携帯電話、被服費、賃貸料等が仕様書の基準の中に入っているのか訳が判らない。これらは一般的には業者の利益の中から捻出するものである。加えて、スーパーアドバイザー費用が4億4,142万円にもものぼる。神戸市及び京都市はスーパーアドバイザーなど無い。しかも、京都市と大阪市の委託会社は同一の業者であるが、検針単価も安く、被服費、光熱費、携帯、賃貸料などの項目は無い。したがって、被服費、光熱費、携帯、賃貸料、スーパーアドバイザー費用の合計金額5億7,519万円を返還するよう求める。

以上、大阪市監査委員が、水道局長に対し、給水量と有効水量誤差損害額100億円、無収水量の損害額75億円、及び水道検針業務委託に関しての損害額5億7,519万円、合計180億7,519万円を市に返還するよう、勧告することを求める。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法(以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

(1) 「大阪市水道給水量と調定水量の誤差が過大である。」について

請求人の主張は、各種水道統計量の差をもって本市の損害とみなし、「収入を怠っているかあるいは裏金としてプールされている可能性も考えられる」などとする推測の域を出ない独自の思料に基づくものであって、住民監査請求の対象となし得る当該行為等について何ら摘示するものでなく、根拠づける事実証明書の添付もないのは明らかである。

(2) 「水道局は費用対効果も考えず過大な経費計上」について

請求人は、市民サービス向上のための水道料金検針方法の変更という政策判断について疑問を呈しているだけであって、個別具体的に特定された当該行為等の違法

不当性を主張するものではないことは明らかである。

(3) 「契約内容及び委託内容が杜撰な上、整合性がない。」について

請求人は、平成 19 年 4 月 1 日になされた水道料金検針業務委託契約の締結を問題とするものと解される。

住民監査請求は、当該行為（この場合、契約の締結）から 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り行うことができず、正当な理由については、秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

しかしながら、当該契約は、締結から既に 1 年を経過し、請求人は、期間徒過の正当理由について何ら主張してはいないものの、当該契約の締結は公然となされ、情報公開請求等によれば、契約締結の時点で監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから、期間徒過に正当な理由があるとは認められない。

そうすると、いずれにしても、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。